

台湾税務および投資法令アップデート

2018年6月

所得税法

産業創新条例第19条の1の従業員への株式報酬に関する課税繰延規定改正案、2018年5月29日に立法院(国会)で最終可決

現行(2017年11月22日改正)の産業創新条例第19条の1では、企業の従業員が総額で時価NT\$500万以内の株式報酬を得た場合、実際に譲渡する時に「譲渡価格」により所得を計算し課税することが定められていますが、当該規定では、株価が上昇した場合、従業員は高額な税金を負担しなければならないことから、人材を引き留めるインセンティブが足りないと考えられていました。そのため、企業の人材を引き留める材料を強化するため、今回(2018年5月)の改正のポイントは以下の通りとなっています。

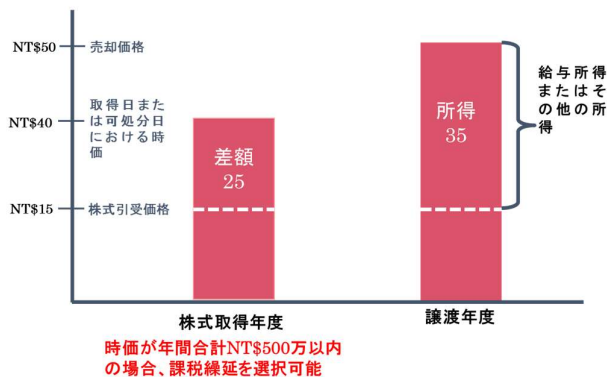
(一)課税所得の計算方法：実際に譲渡する時に、従業員は「取得日または可処分日における時価」あるいは「実際の譲渡価格」の2つのうち、金額の低い方で所得を計算し課税する。

(二)適用要件：従業員の持株および勤続年数の条件

- 1.企業の従業員が株式報酬を取得後も引き続き株式を保有し、なおかつ当該企業での勤続年数が2年以上を満たしている。
- 2.従業員が企業グループ内で異動があった場合、当該企業、持分50%以上の子会社あるいは当該企業の持分を50%以上保有する親会社での勤続年数は、併せて累計できる。

次に例をあげて説明をします。

改正前

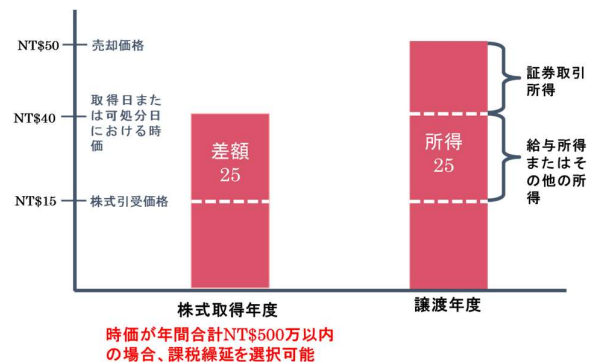


仮定：従業員株式報酬 125,000 株/引受価格\$15 とする。

課税繰延される課税所得(譲渡価格\$50)：

$$(\$50-\$15)* 125,000 \text{ 株}=\$4,375,000$$

改正後



仮定：従業員株式報酬 125,000 株/引受価格\$15 とする。

課税繰延される課税所得(取得日または可処分日における時価\$40)：

$$(\$40-\$15)* 125,000 \text{ 株}=\$3,125,000$$

PwC 台湾の見解：

改正後、従業員の株式報酬に関する課税繰延規定は、「取得日または可処分日における時価」あるいは「実際の譲渡価格」の低い方を選択して課税できるようになり、株価上昇による従業員への高額な税負担を防げることから間接的に従業員の会社経営への関与度を向上させ経営成果を分け合うこともできるため、人材流失を防ぐ効果が期待されるので、従業員報酬によるメリットを高められることが考えられます。

営業税法

保税倉庫に有する保税貨物について、保管中に海外顧客に販売される保税貨物はゼロ税率の規定を適用

営業人(課税区と保税区の営業人を問わず)の保税倉庫に保管する保税貨物が保管中に海外顧客に販売され、外貨収入を得た場合は、その営業税はゼロ税率を適用可能となりました。これは、国内営業人が保税貨物を海外顧客に販売する際、貨物の所有権が移転されたものの、取引期間中の貨物は保税倉庫に保管したまま他の場所に運送しない場合を考慮して、その取引の実質からみて、その全体の営業税をゼロ税率適用可能にしたものです。財政部は2018年5月23日に解釈通達を公布し、作業の簡素化および運送コスト軽減のため、上記のような外貨収入を得る取引形態をゼロ税率適用とすることにより、国内営業人の運営コストの軽減、競争力向上を図ろうとしています。

会社法

会社の新株発行について、従業員がいない場合は、従業員の引き受け分を留保不要

- 1.法令規定：会社法第267条
- 2.解釈通達文書番号：107.04.03経商字第10702016350号
- 3.理由：会社法第267条第1項に「会社が新株を発行する時は、目的事業の中央管轄官庁が個別案として認可したものを除き、新株発行総数の100分の10から100分の15の株式を留保して会社従業員に引き受けさせなければならない。」と定められています。その立法目的は、会社経営の円滑化のため、従業員エンゲージメントを向上させ、労使の一体化であるので、会社に従業員がいない場合は、当該株式引受分の留保規定を適用する必要がありません。

PwC 台湾 日本企業部コンタクトリスト

| 氏名 | 役職 | 電話番号 | E-mail アドレス |
|---|---------------|--------------------------|----------------------------|
| パートナー | | | |
| 奥田健士 | パートナー | 886-2-2729-6115 | kenji.okuda@tw.pwc.com |
| ディレクター | | | |
| 王妙五 | ディレクター | 886-2-2729-6666ext23402 | miaw-wuu.wang@tw.pwc.com |
| シニアマネージャー | | | |
| 林淑琳 | シニア マネージャー | 886-2-2729-6666 ext23412 | shirley.lin@tw.pwc.com |
| 魏月珍 | シニア マネージャー | 886-2-2729-6666 ext23410 | yueh-tseng.wei@tw.pwc.com |
| マネージャー | | | |
| 劉千瑜 | マネージャー | 886-2-2729-6666 ext23431 | amily.liu@tw.pwc.com |
| 伊藤藍 | マネージャー | 886-2-2729-6666 ext23475 | ai.ito@tw.pwc.com |
| 洪豪嬪 | マネージャー | 886-2-2729-6666 ext23404 | kate.h.hong@tw.pwc.com |
| 趙宇愷 | マネージャー | 886-2-2729-6666 ext23425 | yu-kai.chao@tw.pwc.com |
| 許大修 | マネージャー | 886-2-2729-6666 ext23411 | dah-hsiu.hsu@tw.pwc.com |
| 白井邦和 | マネージャー | 886-2-2729-6666 ext23444 | kunikazu.shirai@tw.pwc.com |
| http://www.pwc.tw/ja.html | | | |

本台湾税務および投資法令アップデートは読者への参考に供するためのものであり、当事務所が関連の特定テーマについて意見を述べるものではなく、読者は如何なる方針決定の根拠としてはならず、また如何なる権利または利益を主張するために引用してはなりません。本内容は資誠聯合会計師事務所の同意なく、転載、またはその他の目的に使用してはなりません。何らかの事実、法令、政策に変更が生じた場合、資誠聯合会計師事務所は本台湾税務および投資法令アップデートの内容を修正する権利が有ります。

© 2018 PricewaterhouseCoopers Taiwan. All rights reserved. PwC refers to the Taiwan member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.tw for further details.